

◎ツーショットダイヤル等利用カード自動販売機設置等の届出等に関する規則

制定 平成九年四月一日 公安委員会規則第二号
改正 平成十四年三月十九日 公安委員会規則第四号

(趣旨)

第一条 この規則は、島根県青少年の健全な育成に関する条例(昭和四十年島根県条例第二十一号。以下「条例」という。)第十七条第一項及び第二項に規定する利用カード自動販売機の設置の公安委員会への届出等に関し必要な事項を定めるものとする。
(利用カード自動販売機の設置の届出)

第二条 条例第十七条第一項の規定による届出は、利用カード自動販売機設置届出書(様式第一号)に利用カード自動販売機により利用カードを販売する者(以下「利用カード自動販売業者」という。)及び利用カード自動販売機を管理する者(以下「自動販売機管理者」という。)に係る住民票の写し(法人にあつては、登記簿の謄本)を添付して行うものとする。

2 条例第十七条第一項第五号の公安委員会規則で定める事項は、次の事項とする。
廣 利用カード自動販売機の型式及び製造番号
廣 利用カードに係るツーショットダイヤル等営業所の名称
・ 設置予定年月日

(利用カード自動販売機の変更又は廃止の届出)

第三条 条例第十七条第二項の規定による届出に係る事項の変更の届出は、利用カード自動販売機設置届出事項変更届出書(様式第二号)によるものとする。この場合において、当該変更の内容が利用カード自動販売業者又は自動販売機管理者の住所又は氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)に係るものであるときは、当該変更に係る住民票の写し(法人にあつては、登記簿の謄本)を添付しなければならない。

2 条例第十七条第二項の規定による自動販売機による利用カードの販売の廃止の届出は、利用カード自動販売機廃止届出書(様式第三号)によるものとする。
(届出書の提出部数及び提出先)

第四条 前二条に規定する届出書は、正副二通を提出しなければならない。

2 前項の規定による届出書の提出は、届出に係るツーショットダイヤル等営業所又は利用カード自動販売機の設置場所の所在地を管轄する警察署長を経由して行わなければならない。

(立入調査等)

第五条 条例第二十七條第二項に規定する報告の徴収及び立入調査等を行う警察職員の指定等に関し必要な事項は、警察本部長が

定める。
2 条例第二十七條第四項に規定する立入調査等を行う警察職員の身分を示す証明書は、立入調査員証(様式第四号)によるものとする。

附 則

この規則は、平成九年四月一日から施行する。

附 則 (平成十四年県公安委員会規則第四号)
この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則 (平成十五年県公安委員会規則第九号)
この規則は、公布の日から施行する。